

○志摩市固定資産評価審査委員会規程

平成16年10月1日

固定資産評価審査委員会告示第1号

改正 平成19年8月1日固定資産評価審査委員会告示第1号

平成28年3月29日固定資産評価審査委員会告示第1号

令和3年3月23日固定資産評価審査委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、志摩市固定資産評価審査委員会条例(平成16年志摩市条例第31号)第16条の規定に基づき、志摩市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の招集)

第2条 委員会の招集は、委員長が集会の日時及び場所を指定した招集状を各委員に送達して行うものとする。

2 前項の招集状は、少なくとも、集会の日の5日前までに送達しなければならない。

(審査及び議事に係る委員長の職務)

第3条 委員長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第433条第8項の規定による審査長の権限に属する事項を除き、委員会の行う審査及び議事についてその進行を図り、かつ、その秩序維持の責めに任ずるものとする。

(資料提出要求書)

第4条 委員会は、法第433条第3項の規定によって固定資産の評価について必要な資料の提出を求める場合においては、次に掲げる事項を記載した資料提出要求書を当該資料を所持する者に送付するものとする。

(1) 資料の表示

(2) 資料を提出すべき日時及び場所

(呼出状)

第5条 委員会は、法第433条第7項の規定によって関係者の出席及び証言を求めようとする場合においては、当該関係者に対し次に掲げる事項を記載した呼出状を送付しなければならない。

- (1) 出席すべき日時及び場所
- (2) 証言を求めようとする事項

2 前項の呼出状は、少なくとも出席すべき日の2日前までに送達しなければならない。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

(文書の様式等)

第6条 委員会が作成する文書には、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、その公印を押さなければならない。

2 委員長又は書記の作成する文書には、特別の定めがある場合を除くほか、作成の年月日を記載して委員会の名称を表示し、当該文書を作成した委員長又は書記が署名しなければならない。

3 前2項の文書には、作成者が一葉ごとに契印しなければならない。

(文書の送達方法)

第7条 文書の送達は、使送又は郵便により行うものとする。

(資料及び記録の保存及び閲覧)

第8条 委員会は、法第433条第3項の規定によって提出させた資料並びに審査の議事及び決定に関する記録を5年間保存するものとする。

2 審査申出人又は参加人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定により、委員会が職権により収集した資料を含めた物件の閲覧及び写しの交付を求めることができる。

(手数料の徴収)

第9条 審査資料等の写しの作成に伴う手数料の徴収は、次のとおりとする。

- (1) 徴収する手数料の額は、志摩市固定資産評価審査委員会条例第10条第1項の規定により算出すること。

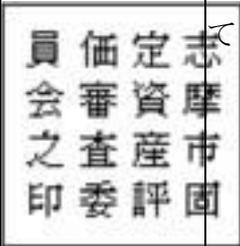
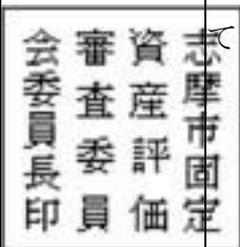
(2) 前号に規定する場合において、図面等で業者委託の方法により複製する場合は、当該委託に要する実費とすること。

(3) 費用は、現金又は定額小為替証書により徴収すること。

(4) 審査資料等の写しの送付の請求があったときは、事前に手数料及び返信に係る費用を徴収し、当該写しを請求者に送付すること。

(委員会の公印)

第10条 公印の名称、形式、書体、寸法、保管者、用途及び個数は次に掲げるとおりとする。

公印の名称	形式	書体	寸法(mm)	保管者	用途	個数
固定資産評価審査委員会印		てん書	21×21	上席書記	委員会名をもって発する文書	1
固定資産評価審査委員長印		てん書	21×21	上席書記	委員長名をもって発する文書	1

(公印の管理及び使用)

第11条 前条に規定する公印の管理及び使用については、志摩市公印規則(平成16年志摩市規則第12号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜島町固定資産評価審査委員会規程(昭和27年浜島町規程第1号)、大王町固定資産評価審査委員会規程(平成14年大王町規程第6号)、志摩町固定資産評価審査委員会規程(昭和59

年志摩町規程第2号)、阿児町固定資産評価審査委員会規程(昭和48年阿児町規程第13号)又は磯部町固定資産評価審査委員会規程(平成8年磯部町固定資産評価審査委員会規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年8月1日固定資産評価審査委員会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日固定資産評価審査委員会告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日固定資産評価審査委員会告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。